「革新的技術開発・緊急展開事業」 (うち人工知能未来農業創造プロジェクト) に関するQ&A

平成28年11月29日版

国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構 生物系特定産業技術研究支援センター 新技術開発部連携・企画課 研究管理課

> 農林水産省 農林水産技術会議事務局 研究統括官室

1. 要件等に関すること

- (Q1-1) なぜ研究コンソーシアムへの民間企業の参画が必須なのか。
- (答)本事業は、AIやIoT等の活用により、新たな生産性革命を実現するため、国が 定めた技術戦略に即した開発目標に向かって、民間の斬新なアイディアを活用しつ つ、全く新しい技術体系を創造するための研究開発について、公募を通じて委託する こととしています。開発された技術の速やかな普及や社会実装を図るため、市販化を 担うことが想定される民間企業が参画を応募要件としています。
 - (Q1-2)研究コンソーシアムの設立方式として、「規約方式」、「協定書方式」、「共同研究方式」があるが、違いは何か。
- (答)研究コンソーシアムの設立方式の違いについて、まとめると以下のようになります。
 - ①規約方式:委託事業を実施すること等について規約を策定し、規約と別の書面で研究がループを構成する研究機関の同意を得る方法
 - ②協定書方式:委託事業を実施すること等について研究グループを構成する研究機関 が規約をあわせて記載した協定書を交わす方法
 - ③共同研究方式:委託事業を実施すること等について研究グループを構成する研究機関の間で共同研究契約を締結する方法

なお、共同研究方式をとる場合は、協定書方式の内容を個々の研究機関で共同研究 契約を締結することになるため、ひな形はございません。契約内容はコンソーシアム の実情に合わせ適宜工夫していただければと思います。

- (Q1-3) 海外の研究機関も研究コンソーシアムに参画することは可能か。
- (答)本事業については、原則として、日本国内の研究開発拠点において研究を実施する 研究機関等を対象とすることとしています。

ただし、海外の研究機関が有する特別な研究開発能力、研究施設等の活用又は国際標準獲得の観点から必要と認められる場合は、この限りではありません。

また、海外の研究機関の参画については、個別の判断が必要となりますので、あらかじめご相談ください。

- (Q1-4)研究管理運営機関とは何か。また、これを設置する場合の手続きは、どうなるのか。
- (答) 研究コンソーシアム内に、研究代表機関以外の他の研究機関へ資金を配分するため の経理事務体制等が十分に整っている研究機関等が存在しない場合、研究代表機関に 代わって、経理執行業務を担う機関(研究管理運営機関)を設けて、そこが資金配分 等に係る事務を行うことができます。また、そうした研究管理運営機関の経理執行業 務に必要な経費についても委託費の対象となります。

具体的な手続きについては、別紙5の(3)をご確認下さい。また、応募様式2-5の理由書を提出していただく必要があります。

- (Q1-5)研究代表者と研究実施責任者は何が違うのか。また、代表機関の場合は、研究代表者と研究実施責任者を同じにしていいのか。
- (答)研究代表者とは、研究計画(以下「提案書」という。)全体の責任者です。 研究実施責任者は、研究コンソーシアムの構成員ごとの研究責任者で、構成員ごとに1名をおいていただきます。

また、代表機関の場合、研究代表者と研究実施責任者が同一人物でも構いませんが、研究コンソーシアム全体と所属研究機関の研究がそれぞれ着実に実施されるよう、エフォートの確保に努めてください。

なお、契約の際には、生研支援センターと研究コンソーシアムの代表機関が契約を締結することになりますが、その際の締結者は代表機関の契約権限を有する者になります。

- (Q1-6)研究代表者は研究者でなくても良いか。
- (答) 研究代表者は必ずしも研究者でなくても構いません。ただし、研究代表者には、研究コンソーシアム等における、研究の企画・立案及び進行管理の責任者としての役割を担っていただくことになります。また、研究開発計画に基づく研究成果の評価を行う評議委員会や年度初めに開催される計画検討会等に対応していただく必要があります。
 - (Q1-7) 法人格を有しない任意団体でも研究コンソーシアムの構成員になることは可能か。
- (答)代表機関になることはできませんが、任意団体でも研究費の配分を受けて研究に参画する構成員になることは可能です(研究費の配分がない協力機関という形でも可)。 その場合には、適切な研究進行管理・知財管理・経理管理等が行う能力・体制を有するとともに、研究実施責任者及び経理責任者を設置する必要があります。
 - (Q1-8)「革新的技術開発・緊急展開事業(先導プロジェクト)」採択課題は、 無条件で「人工知能未来農業創造プロジェクト」への応募が可能か。

(答)

「革新的技術開発・緊急展開事業(先導プロジェクト)」採択課題が「人工知能未来農業創造プロジェクト」に応募する場合、別途実施される「革新的技術開発・緊急展開事業(先導プロジェクト)」の単年度評価の総合評点で標準以上の評価を受けることを、今回の応募内容の審査と併せて、採択の要件の一つとする予定です。

総合評点が標準未満の場合、新たな研究計画の基礎となる部分の進捗が十分でないことから、応募内容の審査結果に関わらず採択対象とせず、現行の「先導プロジェクト」の進捗を最優先していただく必要があります。

- (Q1-9) 「先導プロジェクト」の採択課題が「人工知能未来農業創造プロジェクト」に提案し、審査で不採択となった場合に、「先導プロジェクト」を引き続き実施できるのか。
- (答)「人工知能未来農業創造プロジェクト」で不採択になっても、「先導プロジェクト」は引き続き実施可能です。ただし、「人工知能未来農業創造プロジェクト」で 採択された場合には、「先導プロジェクト」を継続することはできません(平成 29年3月31日で終了していただきます)。
 - (Q1-10) 「先導プロジェクト」の研究グループには入っていなかった機関を「人工知能未来農業創造プロジェクト」の研究グループに入れても良いか。反対に、「先導プロジェクト」には入っていた機関が「人工知能未来農業創造プロジェクト」に入っていなくても問題はないか。
- (答) 「人工知能未来農業創造プロジェクト」の研究グループの主要な構成員が「先導 プロジェクト」の研究グループの構成員であれば、「先導プロジェクト」に参加し ていなかった機関を「人工知能未来農業創造プロジェクト」に参加させることは可 能です。また、「先導プロジェクト」の研究グループに入っていた機関が「人工知 能未来農業創造プロジェクト」に参加していなくても、問題はありません。
 - (Q1-11) 本事業に参画することにより収穫物が当初想定より減収となった場合 に何らかの補償措置はあるのか。
- (答)本研究に参画することにより革新的な技術をいち早く導入できる優位性、得られた研究成果について応分の権利を保持できる可能性があることから、減収リスクと相殺されるものと考えます。

2. 研究費に関すること

- (Q2-1) 本プロジェクトの支援対象となる経費は何か。
- (答)農林水産省で実施している他の研究事業と同様に、以下のとおりとなります。
 - (1) 直接経費

研究の遂行及び研究成果の取りまとめに直接必要とする経費

- ①人件費
- 2)謝金
- ③旅費
- ④試験研究費(機械・備品費、消耗品費、印刷製本費、借料及び損料、光熱水料、 燃料費、会議費、賃金、雑役務費)
- (2)一般管理経費
 - 上記4試験研究費の15%以内※
 - (※ 研究代表者の申請に応じ、最大30%までの一般管理経費の計上を認めます(その分の直接経費が減額されます)。ただし、加算された一般管理経費の配分先は、研究者又はその研究者が所属する研究室等とします。)

(3)消費税等相当額

上記(1)及び(2)の経費のうち非課税取引、不課税及び免税取引に係る経費の8%

- (Q2-2)公募要領には支払対象となる直接経費に「⑤その他必要に応じて計上 可能な経費」が記載されているが、これは具体的に何を想定したものか。
- (答)公募要領に記載のあるとおり、これは研究実施に当たって必要となった外国人招聘旅費・滞在費等が想定されます。

ただし、どうしても他の費目では計上できないものだけを想定しているものであり、①~④の費目と比べて⑤の費目は厳しく査定されますので、ご承知置き願います。

- (Q2-3) 一般管理費は試験研究費の15%以内となっているが、これはコンソーシアムの構成員単位で設定することが必要か。
- (答) 研究コンソーシアム全体で15%以内*です。研究コンソーシアム全体の15%の内数で、必要な経費であれば、構成員によっては15%を超えることがあっても構いません。なお、「一般管理費」は、競争的資金の「間接経費」とは異なり、本委託事業に必要な管理経費に限定されますので、御注意ください。
 - (※ 研究代表者の申請に応じ、最大30%までの一般管理経費の計上を認めます(その分の直接経費が減額されます)。ただし、加算された一般管理経費の配分先は、研究者又はその研究者が所属する研究室等とします。)
 - (Q2-4) 一般管理費は税込みで15%までか。
- (答) 一般管理費として計上できるのは、税込みで試験研究費の15%まで *となっています。

なお、契約締結までは単純に15%を計上していただいて構いませんが、年度末の報告の際には、上記のとおり実際にかかった金額を算出していただく必要があります。

- (※ 研究代表者の申請に応じ、最大30%までの一般管理経費の計上を認めます(その分の直接経費が減額されます)。ただし、加算された一般管理経費の配分先は、研究者又はその研究者が所属する研究室等とします。)
- (Q2-5) 一般管理費については、試験研究費の15%を原則としつつ、研究代表者の申請に応じ、最大30%までの一般管理費の加算が認められる一方、その分の直接経費が減額されるとのことだがどういう意味か。
- (答)委託研究費限度額は、直接経費、一般管理費及び消費税相当額の合計額となりますので、当該限度額に近い額の提案をする場合、一般管理費を多くすれば、一般管理費以外は少なくする必要があるという意味です。

採択時に提案額が減額になった場合は、全ての経費の合計額が査定額内に収まるようにしてください。

- (Q2-6) 一般管理経費の加算ができる「研究者又はその研究者が所属する研究 室等」とは具体的に何を指すか。
- (答)研究を実施する者又はその者が所属する部署を指します。農業経営体など研究機関でない場合も、研究を実施する者とその部署が対象となります。
 - (Q2-7)研究の再委託や業務の外注は支援対象となるのか。
- (答) 本事業は、研究コンソーシアム方式による事業であることから研究コンソーシアム 以外の機関に再委託することは認められません。

研究開発や業務の内容に研究要素を含む場合は、当該研究や業務を直接行う機関が最初から研究コンソーシアムに参画していただく必要があります。

一方、研究開発要素を含まない単なる業務の外注等については、雑役務費等で措 置できます。

具体的な例としては、研究の中で、アプリケーションの開発・設計を実施する場合、研究コンソーシアムがアプリケーションの仕様を設定した上で、単純なアプリケーションの作成のみを外部の企業へ発注する場合は委託費の対象とすることは可能です。

一方、外部発注するアプリケーションの内容そのものに研究要素がある場合は、 委託研究の再委託とみなされるため外部発注できませんので、発注先の企業も共同 研究機関として研究コンソーシアムに参加していただく必要があります。

(Q2-8) パソコンやデジカメも購入することは可能か。

- (答) 直接経費と一般管理費問わず、本来、受託者の負担により整備すべき机、椅子、書庫等の什器、パソコン、デジカメ又はその周辺機器など、汎用性の高い備品等の購入は、原則として認められません。
 - (Q2-9) 園芸用の施設や畜舎などの建物を建設することは可能か。
- (答)通常市販されている一般的な建物については、経費の対象とすることはできません。

なお、一般的には研究開発要素のある試作品(仮設物)(以下「試作品」という。)(※)として設置する場合には、それに係る加工費・試作費、資材費、役務費等を計上することができます。

(※)試作品とは、市販されている既存の機械・施設とは構造や性能等が異なるもので、当該試作品自体に研究要素があるものを指します。

また、試作品設置のための研究期間中の借地料も経費の対象とできますが、土地の購入はできません。

- (Q2-10) 既存設備等の改良・改造は、対象経費となるのか。
- (答)本事業による研究のための試作品として取り扱うことができるのであれば、既存設備を含めた機械、施設の改良・改造に係る経費を対象経費にすることが可能です。 ただし、その場合、当該設備等は本事業に関わる研究以外の目的で使用することはできなくなりますので、御注意ください。

また、耐用年数がある程度経過した機械・施設を元に、実質的な修繕を含む改造や、耐用年数が延びる改造を行った場合、試作品の「資産価格」や「耐用年数の残存期間」に一定の注意が必要です。

- (Q2-11) 自社製品を元に改造を加えるが、材料費として委託費に計上して良いか。
- (答) 自社や100%子会社等から調達する場合の費用も計上できますが、その際は利益を排除した価額で計上してください。
 - (Q2-12)研究コンソーシアムの構成員となっている研究機関等が、入札等によって施設(試作品)を導入することは可能か。
- (答) 研究要素のある試作品を、通常の建物のように入札等で導入することは考えられません。

研究目的で試作品を導入しようとする場合は、試作品を設置する企業も研究コンソーシアムの一員として参加していただき、研究計画に沿って自ら設置(試作)していただく必要があります。

この場合、試作品を導入するために必要な経費(材料費、労務費、設計費等)に ついては委託費の対象とすることはできますが、利益を計上することはできませ ん。

- (Q2-13) 経費の対象となる人件費とは何か。
- (答)次のとおりとなります。

人件費:研究開発に従事する開発責任者や臨時に雇用する研究員等の給与、諸手 当、法定福利費等

賃 金:研究補助員(アルバイト、パート)の賃金、諸手当、法定福利費等 なお、作業日誌及び雇用契約書等により、本事業に係る費用であることを確認できることが必要です。

- (Q2-14) 複数の企業や大学が参画して研究を予定しているが、人件費単価はそれぞれの組織により異なっている。経費の対象となる単価は統一されているのか。
- (答)人件費単価はそれぞれの機関ごとに給与規定等で定められた単価を用いていただい て構いません。
 - (Q2-15)研究管理運営機関の経費は委託費の対象になるとのことだが、支出項目は何に計上すれば良いか。

(答) 委託費のうち、それぞれ該当する支出項目に計上してください。

(Q2-16) 経理マニュアルのようなものはあるのか。

(答) 生研支援センターの下記のウェブサイトにて、先導プロジェクトの実施要領を公表していますので、参考してください。

http://www.naro.affrc.go.jp/brain/h27kakushin/sendo/files.html

- (Q2-17) 採択された場合、委託契約を生研支援センターと研究代表機関が締結 するまでに、研究代表機関は研究コンソーシアムを構成する全ての構成員より 研究倫理教育を実施した旨の「研究倫理に関する誓約書」の提出を受けてまと めて提出する必要があるとのことだが、どのような倫理教育を行えば良いか。 また、農林漁業者が構成員として参画する場合も当該誓約書の提出が必要か。
- (答)研究倫理教育の参考となる下記のウェブサイトをご参照ください。なお農林漁業者の構成員も「研究倫理に関する誓約書」の提出を契約締結までにお願いします。
 - ○研究倫理 e ラーニングコース(日本学術振興会) https://www.netlearning.co.jp/clients/jsps/top.aspx
 - (Q2-18) 毎年度評価の結果、委託研究が中止又は縮小となり、リース契約により導入していた機械等のリース契約を前倒しで解除する必要がある場合、違約金を委託研究費から支出しても良いか。
- (答)このような場合は、リース契約解除に伴う違約金を支払うことについては致し方ないと考えております。

ただし、リース契約が事業終了後もある場合は、その分のリース料・違約金相当分を本事業予算に計上することはできませんので御留意願います(事業終了後分については自己負担願います。)。

なお、リース契約の終了に伴い残存簿価等で買い取る費用については計上できませんので、御留意願います。

3. 契約に関すること

- (Q3-1)研究の委託契約は誰と誰が行うのか。
- (答)委託契約は、事業実施主体である(国)農業・食品産業技術総合研究機構生物系特定産業技術研究支援センターと研究コンソーシアムの代表機関との間で行うことになります。

なお、前述の研究管理運営機関(Q1-4)を設けた場合は、代表機関に代わって当該業務を行うことになります。

- (Q3-2)採択·契約された場合、委託費は誰に交付されるのか。
- (答)委託費は、(国)農業・食品産業技術総合研究機構生物系特定産業技術研究支援センターから研究コンソーシアムの代表機関へ交付することを予定しております。

委託費の交付を受けた代表機関は、研究コンソーシアム内の規約等に基づき、共 同研究機関等へ委託費を配分することになります。

なお、前述の研究管理運営機関(Q1-4)を設けた場合は、代表機関に代わって当該業務を行うことになります。

- (Q3-3) 本事業で得られた知財の所有権(特許権等) はどこにあるのか。
- (答) 一定の手続きを行っていただいた上、いわゆる日本版バイ・ドール条項(産業技術力強化法第19条)に基づき、原則、委託先に帰属することとなります。

なお、知財の取扱いについては、研究コンソーシアムであればあらかじめ研究コンソーシアム内で協定等を締結しておく必要があります。この協定等に基づき、研究コンソーシアム内のどこに帰属するか決定していただくことになります。

- (Q3-4) 資金配分等に係る業務を研究管理運営機関が行う場合、生研支援センターとの契約の締結はどこが行うことになるのか。
- (答) 研究管理運営機関の契約権限のある者と委託契約を締結することになります。
 - (Q3-5) 資金配分等に係る業務を研究管理運営機関が行う場合、提案書の研究代表機関の経理統括責任者は誰を記入すれば良いか。
- (答) 研究代表機関の経理統括責任者は記入しなくて良いですが、研究管理運営機関の経理責任者が経理統括責任者として位置づけられることになります。

4. その他

- (Q4-1)研究で生産された農産物の販売はどのようになるのか(販売利益は誰の ものか。)。
- (答) 通常の営農・経営活動として販売していただき、収益も当然農業者に帰属しますが、 農業者が研究コンソーシアムに正式に参画している場合であって、研究の成果に因っ て、これまでに比べて収益が大幅に増加した場合、増加分の一部について、委託元へ の納付(収益納付)を求められる場合もあります。
 - (Q4-2)研究終了時から5年間は成果の活用状況を生研支援センターに報告することになっているが、販売収益が増えた際に適用される収益納付規程も、5年間も義務が課せられるのか。
- (答) 収益納付の規程は、事業実施期間中に限って適用されるため、事業終了後は課せられません。

なお、収益納付については、単に販売額が増加した場合において直ちに求められるものではなく、収益が相当程度増加した場合において、一定の計算のもとに算定されるものです。

- (Q4-3) 応募期限までにe-Radの登録ができない場合には応募申請できないのか。
- (答)研究コンソーシアムの代表機関及び構成員(研究費の配分を受ける場合)は e-Rad 登録していただく必要がありますが、申請時までに e-Rad 登録が間に合わない構成 員がいる場合は、e-Rad 上は代表機関に研究費を計上(上乗せ)するなどして申請することを認めています。

ただし、代表機関の e-Rad 登録が済んでいない場合は受付できません。また、参画する構成員の e-Rad 登録がまだ済んでいない場合であっても、提案書には記載されている必要があります。

なお、採択に至った場合、契約締結時までには、e-Rad 登録を済ませ、研究課題の登録内容を修正していただく必要があります。

登録(修正)されていない場合は、当該機関への研究費の配分は認められません。